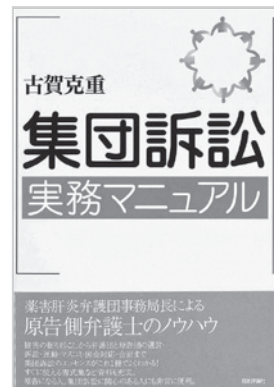


『集団訴訟実務マニュアル』

古賀克重 著 日本評論社 2,530円(税込)

弁護団事件のすすめ 集団訴訟を検討するときのはじめの一步

会員 菊間 龍一 (67期)



みなさんは、弁護団事件（集団訴訟）に取り組まれているだろうか。一度も経験がないという方もいれば、実は弁護団事件ばかりやっているという方もいるかもしれない。

私は、司法修習生のころから関心のあった原告被害者の弁護団に、弁護士登録をしたときから参加している。運良く正に原告団や弁護団が発足するときから参加することができた。

弁護団には非常に多くの関係者が関わることになる。まずは多くの原告団員と弁護団員である。それから裁判所と相手方（代理人）に、各支援団体の方やメディア関係者も関わってくる。当然、それぞれがどのように意思決定をし、情報を共有し、連絡を取り合い、集団的に行動していくかも取り扱わなければならない。このようなことは、ロースクールでも司法修習でも学ばないので、いざ取り組まなければならないとなると途方に暮れるだろう。

そこで先輩で紹介されたのが本書である。本書は、発刊から既に相当期間が経過しているが、今なお教科書的存在であるといっても過言ではない。弁護団の組織作りの基本から、訴訟戦略の構築の仕方、意思決定の方法、原告団や支援団体、メディアとの関わり方など多岐にわたる事項が盛り込まれている。また、実際の事件で用いられた書式も掲載されており、すぐに活用することができる。諸先輩方は勢い「やって学べ」「見て盗め」と仰ることがままあるが、まずは合理的にマニュアルから入るという今時の世代にとってはありがたい一冊だろう。

思えば、なぜ弁護団事件なんてものが生まれるのだろうか。私たちは、日々、個々の依頼者の権利と利

益を実現するために活動している。しかし、言わずもがなこの社会には個々の権利や利益の実現だけでは解決できない大きな問題が多々ある。古くは公害問題を筆頭に、労働事件、刑事事件、消費者事件と現在では無数の弁護団事件がある。これらの共通点は、国家や企業といった個人に対して大きな権力を持つものを相手にすることだろう。それらと伍するためには、集団の力を用いなければならないのだろうと理解している。

そして、何より忘れてはならないことがある。弁護士の使命について規定する弁護士法1条だ。

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

社会の歪みを正し、時には法律の専門家として法律制度の改善に努めることも我々弁護士の使命なのではなかろうか。そのためには、弁護団事件は切っても切れないものなのである。

本書はどちらかという原告団員が100名以上いるような大規模な集団訴訟を念頭に置いているものである。もっとも、弁護団事件はそのような大規模なものには限らない。「三人寄れば文殊の知恵」といわれるように、3人集まればもう一端の弁護団である。各弁護士の英知と得意技を持ち寄って権力と伍し、社会正義を実現するこの面白さが弁護士の醍醐味といっても良いのではないか。

さあ、みなさんも本書を手にとってレッツ・弁護団ライフ！